

知らない間に

消防法違反に！

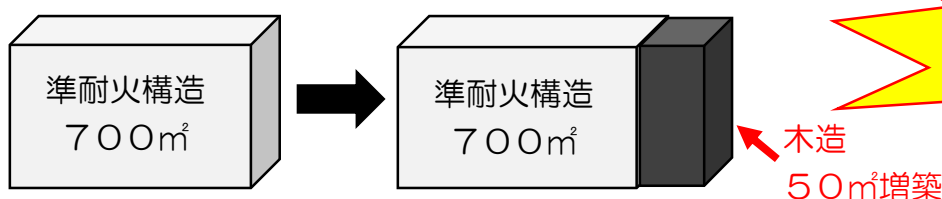


©埼玉県南西部消防局

重大な消防法違反の大半は、建物の増改築や接続、用途変更が原因で発生しています！

消防法では、建物の構造、面積、用途等の状況によって消防用設備等の設置基準が定められているため、増改築や接続、用途変更が原因で重大な消防法違反となることがあります。

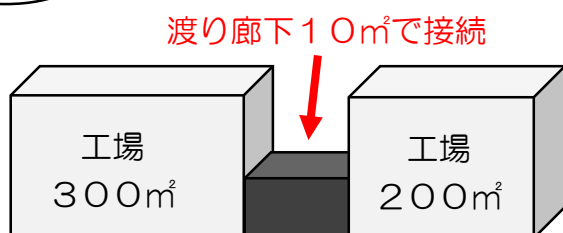
事例1 既存倉庫に、木造の倉庫を増築



屋内消火栓設備
未設置 違反

※準耐火構造の緩和要件が適用されず、屋内消火栓設備の設置が必要となった事例

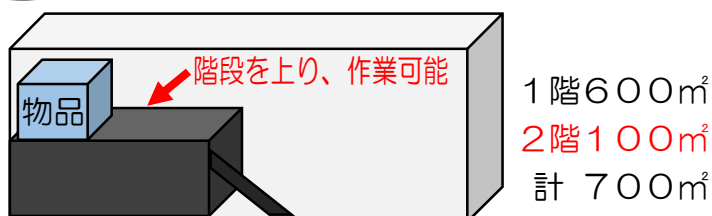
事例2 渡り廊下や屋根で建物を接続



自動火災報知設備
未設置 違反

※2棟の延べ面積が合算され、自動火災報知設備の設置が必要となった事例

事例3 平屋の倉庫を2階層に増築



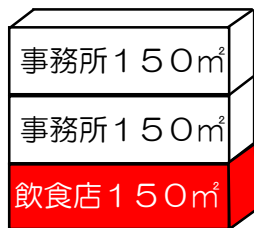
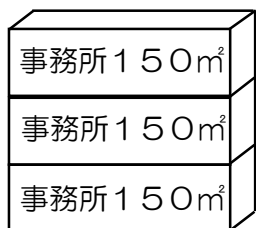
屋内消火栓設備
未設置 違反

※2階の面積が増えたことで、屋内消火栓設備の設置が必要となった事例

事例4

事務所から飲食店に用途変更

1階に飲食店が入店



複合用途
450m²

※建物の用途が変更され、自動火災報知設備の設置が必要となった事例

消防法に違反した場合

1 違反対象物を公表します。

違反の内容により、ホームページ上に建物の情報を掲載する場合があります。

2 行政処分の対象となります。

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。

また、命令を受けると、建物の出入口に火災予防上の危険を知らせる標識が設置されます。

罰則（消防用設備等設置命令違反の例）

行為者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

法人に対して、3,000万円以下の罰金

消防法違反にならないよう、建物の増改築や接続、用途変更等の工事を行う場合は、事前に管轄の消防署へ相談してください。

対象物の所在	相談先	電話番号
朝霞市内	朝霞市溝沼一丁目2番27号 朝霞消防署 消防課予防係	048-463-1190
志木市内	志木市本町一丁目3番1号 志木消防署 消防課予防係	048-472-0812
和光市内	和光市広沢1番3号 和光消防署 消防課予防係	048-461-7850
新座市内	新座市野火止二丁目9番45号 新座消防署 消防課予防係	048-478-1311

問合せ先：埼玉県南西部消防局予防課／048-460-0121